

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年7月1日
【会社名】	サトレストランシステムズ株式会社
【英訳名】	SATO RESTAURANT SYSTEMS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 執行役員社長 重里 欣孝
【本店の所在の場所】	大阪市中央区安土町二丁目3番13号 大阪国際ビルディング30階
【電話番号】	(06)7222-3101(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員副社長 重里 政彦
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区安土町二丁目3番13号 大阪国際ビルディング30階
【電話番号】	(06)7222-3101(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員副社長 重里 政彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年6月26日開催の第47期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件（事業目的の追加）

ファストカジュアル業態の出店加速に向け、フランチャイズ事業を本格的に開始するため、定款第2条（目的）に「フランチャイズチェーンシステムによる飲食店の加盟店の募集及び経営指導」を追加する。

第2号議案 定款一部変更の件（非業務執行取締役等との責任限定契約締結）

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたため、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、定款第27条（取締役の責任免除）及び第36条（監査役の責任免除）の規定を変更する。

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役として、重里欣孝、重里政彦、佐藤治正、田口剛、田中正裕及び渡辺正夫の6氏を選任する。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、寺島康雄及び田村雅嗣の2氏を選任する。

第5号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

任期満了に伴い退任する鈴江勝氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における基準にしたがい、退職慰労金を贈呈する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合%)
第1号議案	165,152	511	0	(注)1	可決 95.01
第2号議案	165,027	636	0	(注)1	可決 94.94
第3号議案				(注)2	
重里 欣孝	164,757	896	0		可決 94.79
重里 政彦	164,708	945	0		可決 94.76
佐藤 治正	164,526	1,127	0		可決 94.65
田口 剛	164,768	885	0		可決 94.79
田中 正裕	164,638	1,015	0		可決 94.72
渡辺 正夫	164,491	1,162	0		可決 94.63
第4号議案				(注)2	
寺島 康雄	164,715	948	0		可決 94.76
田村 雅嗣	164,723	940	0		可決 94.76
第5号議案	138,770	26,893	0	(注)3	可決 79.83

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日午後5時までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の数の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上